

議会を考える！

政務活動費とは何なのか？

政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員個人に対して、地方公共団体から条例に基づいて交付されるものです。長岡京市では、議会の会派に対して、会派の所属議員数に月額12,500円を乗じた金額が年度ごとに交付されます。この政務活動費について、各会派は年度ごとに収支報告書等の報告書を議長に提出しており、その内容は市のホームページに公開されています。また収支報告書の資料である領収書等については、議会図書館にて配架されており、いつでも確認できます。長岡京市においては、『領収書の写し』の添付が必要とされており、添付できない場合は添付できない旨の報告書の作成が必要です。また政務活動費の充てることができる範囲が細かく規定されており、①『研修研究費(会場費等)』②『調査旅費(視察等に使う旅費)』③『資料作成費(印刷製本代等)』④『資料購入費(書籍購入費等)』⑤『公聴費(意見交換会のような会議費等)』⑥『事務費(コピー代等)』⑦『その他の経費』と項目別に報告書を作成しております。交付金額については、各地方

公共団体によって様々であり、各地方公共団体の条例によって定められています。右図は近隣地方公共団体の政務活動費を比較してみました。

自治体	交付額(月額)
長岡京市	12,500
向日市	10,800
八幡市	20,000
京都市	400,000 ※+140,000
京都府	400,000 ※+140,000

※会派に属する議員のみ追加

問題のあった議会において、以前は領収書の添付が不要であったことが指摘されております。経費の適正管理という点において、領収書の添付は『何にどれだけの金額を費やしたか』という証明になるものであり、やはり領収書の添付は必要であると言えるのではないのでしょうか。長岡京市においては、基本的に領収書の添付が必要とされており、用途についても細かく規定されております。しかし、形式的に適正な支出であったとしても、その支出が議員として本当に必要不可欠であったものかどうかはわかりません。適正支出であるのかは、市民が常に確認していくべきではないのでしょうか。

議員が発言できる場とは

議会には『議決権』『調査権』『監査請求権』等の多くの権限が与えられています(詳しくは前号へ)。長岡京市議会は常に開催しているわけではなく、定例的に招集される定例会と、必要がある場合に招集される臨時会があります。議員にはその定例会や臨時会において、質疑や討論、及び、一般質問等の発言を行なう権利が認められています。また便宜的に議案を委員会に付託し、詳しく審査します。3月予算や9月決算においては、予算・決算特別委員会を組織し、議会で行われる一般質問とは別に『総括質疑』が行われます。

総括質疑は各会派ごとに行われ、議員数に応じた時間数を割り当てられます。一般質問が『一括質疑形式』であるのに対して、総括質疑は『一問一答形式』で行われるのが特徴です。一般質問と同じく、議員の政策が反映された議論の場で、発言している議員が「今、何を政策として考えているのか」が分かりやすい場です。現在、委員会は中継や録画放送をしていませんので、傍聴をして頂かなければなりません、是非

皆さんが投票した議員がどのような発言をしているのか、ご自身の目で見て、耳で聞いて下さい。議員は何をしているのかという事を、市民が直接確認する事が大事な事ではないのでしょうか。

	一般質問	総括質疑
①	白石 多津子	富田 達也
②	上村 真造	白石 多津子
③	八木 浩	堤 淳太
④	田村 直義	進藤 裕之
⑤	大伴 雅章	近藤 麻衣子
⑥	浜野 利夫	武山 彩子
⑦	藤本 秀延	小原 明大
⑧	小原 明大	藤本 秀延
⑨	山本 智	石井 啓子
⑩	野坂 京子	福島 和人
⑪	岩城 一夫	三木 常照
⑫	堤 淳太	田村 直義
⑬	小谷 宗太郎	藤井 俊一
⑭	武山 彩子	
⑮	富田 達也	

■ 日本共産党
■ 民主フォーラム
■ 公明党
■ 平成西山クラブ
■ 平成市民クラブ
■ 平成同志クラブ
□ 会派に属さない議員
ほうれんそうの会



ディスカッション DISCUSSION 2014 #02

阪急長岡天神駅に何を求めるのか 渋滞緩和?歩道の拡幅? 駅前広場の設置?

子育て支援の方向性とは
学童・すくすく教室の連携とは
先進地に学ぶ子ども・子育て支援

議員とお金 政務活動費って何? 議員と発言

長岡京市議会議員
富田達也

CONTENTS



座談会を毎月末土曜日に開催中！！

『長岡京市の議会は今何を話しているの?』そのような疑問を現職議員に聞いてみませんか?政党や会派にこだわらず、現職議員や元職議員にお越し頂いて、自由闊達など意見・お話をさせて頂いております。市民の皆様からも、簡単な疑問から、財政問題等深いお話まで幅広いお話をして頂

いております。より良いまちへとするために、長岡京市の事を市民一人一人が考えていかなければなりません。『市民力の向上』を目指して、幅広い意見交換を行い、市民の立場から行政に声をあげる!長岡京市がそのようなまちになって欲しいと思ひ座談会を開催しております。皆様のご参加を、心からお待ちしております!!

開催日:11月29日・12月13日



阪急長岡天神駅周辺整備②

優先的に実施すべき事業とは

阪急長岡天神駅周辺整備の検討は、昭和32年の開田土地区画整理事業区域の決定から始まりました。その後、幾度となく地元住民の方々と協議の場をもってきましたが、結果として合意の形は得られませんでした。昭和56年に地元自治会等から開田土地区画整理事業の廃止と、阪急駅前整備事業促進に関する請願書が提出されました。この内容として、長岡京市の西の玄関口である阪急長岡天神駅に駅前広場の整備を早急に求めるというものでした。それから現在に至るまで、駅前広場の整備は実現していません。長岡京市としては、長岡京駅前線(天神通り)の拡幅工事を都市計画道路として行ない、阪急長岡天神駅を高架化し、それらと同時に駅前広場の整備、及び、駅周辺整備(区画整理事業として行なうかは未定。)を行なう予定です。阪急長岡天神駅の高架化に必要な費用は、最低でも約**250億円**はかかる予定です。その内、市が負担する費用は約**52億円**です。阪急西山天王山駅で市が負担した費用は数億円程度ですので、負担金額が多額であることはご理解頂けると思います。ただし、駅の高架化を行わない場合、天神通りの踏切(下図)において、道路幅が拡幅できないという問題もあり、改めて考え直す必要があります。

最低でもこれだけかかります!! ※長岡京市の予算規模約250億円
市の負担=駅の高架化 + 駅前広場整備等の費用
(52億円) (数十億円)



優先すべき事業とは

優先すべき事業とは何なのか?その事を常に考えたなければなりません。アゼリア通りや天神通りにおいて、優先的に改善されなければならないとされるものに、『道路の拡幅工事』があります。道路幅が狭いため、『自動車』『自転車』『歩行者』の間隔が狭く、非常に危険であり、また、歩道が狭くデコボコしており、ベビーカーを押して歩くことも困難な箇所があります。これらは早急に改善されるべきですが、『市道』ではなく、『府道』であるということもあり、市が直接整備できないため、あまり進んでいるとは言えない状況です。天神通りは現在拡幅工事を進めておりますが、この**拡幅工事が長岡天満宮まで到達するのは早くても20年はかかる**予定です。そして、4車線化を進めていますが、その点においても疑義が残るものです(詳しくは次号で記載致します)。

市民が求める『阪急長岡天神駅周辺整備』とは何でしょうか。それは『駅の高架化』か、『道路の拡幅工事』なのか、『駅前広場の整備』なのか、『周辺の区画整理』なのか、それとも『全て』なのか。もちろん全ての事業を行なうことが長岡京市の発展のためには望ましいものかもしれませんが、**人口が減少する**ということが予想される中、人口が増加する時代に策定した計画を進めて、はたしていいのでしょうか。国立社会保障・人口問題研究所が計算した将来人口では、長岡京市は約25年後には現在の人口(約8万人)から**9千人近く(約1割の人口)が減少**する見込みであるとされています。人口が減少する中、計画した全ての事業を行っていくことは、将来の世代に負担を押し付けるものになりかねません。現在の世代のために、将来の世代に負担を押し付けるような事があってはならないのではないでしょうか。そして、計画された事業の『取捨選択』こそが、**今後の人口減少社会において求められるものではない**のでしょうか。



子ども・子育て支援

全ての子どものために

長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が9月議会において賛成多数で可決されました。この条例は現在長岡京市が行っている放課後児童健全育成事業(学童)のみならず、今後新規参入する民間事業所においても適用されます。そのため、市としては今後の民間事業所の新規参入の促進に向け、長岡京市の現状よりも低い基準である国基準を最低基準とした条例案を議会に諮りました。また、現状の学童においては、**条例の基準が低いからといって、現状より基準を下げるといった旨の説明**がありました。その点において、『**基準を現状より下げないとするのであれば、条例の基準を現状に合わせる方が合理的**』ではないかという疑義を持ったため、現状の基準を採用した『修正案』に賛成をし、原案に関しては反対を致しました(討論内容は議事録をご覧ください)。長岡京市は他市と比較すると、学童は先進地であり、各小学校に1クラブ以上存在しており、そのクラブも校内に設置されています。他市では学校用地の問題があり、校外に学童が設置されていたり、学童や児童館すらないところも存在します。ただ、他市と比較して前述したように優れている面はありますが、劣っている面もあります。現在の学童において、改革すべき理由として**①運営コストが高い ②運営体質の硬直化 ③多様なニーズに応えられていない**ということがあり、今後この問題を解決するためにも、**民間の力を積極的に取り入れていく必要がある**のではないのでしょうか。

学童は、両親が働いている事が入所条件となっています。しかし、全ての子どもたちの放課後をより良いものにしようとする上で、両親が働いている・働いていないという事を前提に考えるのではなく、**全ての子どもたちを対象にした事業が必要**です。そこで、長岡京市は平成19年から両親の就労の有無に関係なく子どもが参加できる『**すくすく教室**』を実施しております。これはボランティアの力を借りて、子どもたちに様々な体験や学習の場を提供するという事業です。このすくすく教

室は放課後や週末に実施されており、地域のボランティアによって支えられています。



東京都江戸川区の小学校内にある学童とすくすくスクールの様子。学童とすくすく参加者は出欠カードによって別々に管理されている。

すくすく教室と学童の関係において、政府は新制度で『**一体化**』を目指すとしています。一体化によって学童の子どもたちの『**生活の場**』が失われる可能性があるというデメリットもありますが、親の就労に関係なく全ての子どもたちが学び、体験し、遊ぶことができる場を作れるというメリットもあります。江戸川区の小学校では、学童とすくすくスクール(長岡京市のすくすく教室)が同じ部屋内に存在しており、一体化を平成14年から実施しております。江戸川区における放課後事業の特徴として、すくすくスクールのプログラムの充実が挙げられます。長岡京市ではすくすく教室の実施は週に1、2回程度ですが、江戸川区では**毎日放課後5時まで**実施されております。主に無償ボランティアで構成されている長岡京市のものとは違い、専門職員や臨時職員を雇い、無償ボランティアがサポーターとして活躍しています。そのように質が高く、毎日実施しているため、学童に通うほとんどの子どもたちが5時まですくすくスクールに参加し、その後学童として6時まで過ごしているとの事です。

親の就労環境が大きく変化している現状において、学童やすくすく教室は**ニーズの多様化**に添えていかなければなりません。学童の開所時間の延長や、すくすく教室のプログラムの充実等、子どもたちの放課後をより充実したものにするために、他市の事例等を参考とし、来年に実施されるであろう子ども・子育て新制度に向けて、市民の声をあげていかなければなりません。